

医療保険

退職者医療制度をご存じですか？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けられる方とその被扶養者で、国民健康保険の資格がある方が、老人保健制度の適用を受けるまでの制度です。

対象となる方

退職被保険者（本人）

- (1) 国民健康保険に加入している（または、これから加入する）方。
- (2) 老人保健制度の適用を受けていない方。
- (3) 厚生年金や各種共済組合などの年金（ただし国民年金は除く）を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方。

被扶養者となる方

退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持し、次の条件にあてはまる方。

- (1) 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族又は配偶者の父母と子。
- (2) 国民健康保険の加入者で、老人保健の適用を受けていない方。
- (3) 年間の収入が130万円未満の方。

届出が必要です

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書・国保の保険証・印鑑を持参して、役場町民課保険医療係に届け出て「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

お医者さんにかかるとき

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口へ提出して受診してください。
医療機関に支払う一部負担金は次のとおりです。
● 退職被保険者（本人）
入院・外来とも3割
● 被扶養者（家族）
入院・外来とも3割
※入院時の食事代と外来の薬剤にかかる一部負担については、一般の国保と同様に自己負担となります。

適用を受けなくなるとき

- 国民健康保険の資格を喪失したとき。
 - 退職被保険者が老人保健制度の対象になったとき。
 - 退職被保険者が本人の資格がなくなったとき。
 - 退職被保険者本人の資格がなくなったとき。
- （被扶養者は、国保の一般被保険者となります。）

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

12月の納税

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期

口座振替日は
銀行・信金……12月25日(木)
農協・郵便局…12月25日(木)

※納税は便利な口座振替へ

～ 税金は ぼくらの町の エネルギー ～

防災一口メモ

地域防災力！

前回「災害弱者」についてお伝えしたときに「ご近所づきあい」が重要である、と述べました。今回はこの「ご近所づきあい」についてももう一歩進んで考えてみましょう。

「ご近所づきあい」を基準に地域の防災力を考えるとき、その地域性は都市型と農山村型の2つに大きく分類できます。農山村型は高齢化・過疎化による人員不足がデメリットで、都市型は希薄な近所づきあいによる、情報収集の困難性や、「自分だけは」という権利意識の強さがデメリットです。

一方、メリットの面では相対し、都市型では十分な人員の確保が可能、農山村型では濃密な近所づきあいによる的確な情報把握が可能で、日ごろからの交流があるために、抵抗なく防災活動が実施できる、ということが挙げられます。

松前町は、農山村型でも都市型でもない、両者の中間に位置しているといえます。これは、両者のメリットを併せ持ち、強力な地域防災力を備える可能性を十分に秘めていると言えます。

しかし、残念ながら松前町には、自主的な防災組織はありません。日ごろからの濃密な人付き合いを基盤に、地域住民の「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識が地域に芽生えた時、地域防災力は向上を始めます。

次回「消防署だより」では、地域の防災をになう「自主防災組織」についてお知らせします。
〈消防署〉